

第三 教育宗教ニ関スル具体的の方策案……………三三

第四 思想善導方策案……………四二

210 「思想対策協議委員要覧」抄録 〔昭和十一年六月〕

第五 思想取締方策案……………四九

第六 社会政策ニ関スル具体的の方策案……………五九

第七 農村ニ関スル思想対策具体案……………六四

第四節 思想対策具体案ニ対スル関係者ノ施設計画……………七四

第五節 思想対策協議委員ノ廃止……………九三

(注記2)

(注記1)

思想対策協議委員要覧

思想対策協議委員要覧

第一節 思想対策協議委員ノ設置

第六十四回帝国議会ニ於テハ、昭和八年三月二十四日衆議院ニ於テ「政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルベシ」トスル思想対策ニ関スル決議案ガ可決セラレ、同日貴族院ニ於テ可決セラレタル時局ニ関スル決議案中ニモ「文教ヲ昌ニシテ国民精神ノ作興ニ努ムル」ヲ以テ「邦家ノ急務ナリト認ム」ル等思想対策ハ刻下ノ喫緊事トセラレタリ。政府ニ於テモ此ノ点ニ付テハ夙ニ考ヘ居タル事ナルヲ以テ議会終了後ノ四月十一日内閣ニ思想対策協議委員ヲ設置スルコトニ閣議決定シ、「中正堅実ナル思想対策樹立ノ為ニ関係各庁ノ連絡協調ヲ図リ必要ナル事項ヲ調査審議」セシムルコトセリ。

〔註二〕

思想対策ニ関スル決議案（第六十四議会）（久原房之助君外四十二年三月二日開議院）（名義議會昭和八年三月二日可決）

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣	一九
書記官長ノ指示	一九
第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九
第一節 思想対策協議委員ノ設置	一頁
第二節 思想対策協議委員ノ組織	一一

政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ル

(表紙)

函

(昭和十一年六月印刷)

思想対策協議委員要覧

目次

第一節 思想対策協議委員ノ設置

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣	一九
書記官長ノ指示	一九

思想対策ニ関スル決議案（第六十四議会）（久原房之助君外四十二年三月二日開議院）（名義議會昭和八年三月二日可決）

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第一 齊藤内閣總理大臣ノ訓示ト堀切内閣

一九

第二 思想対策案項目ノ作成	一一
第三節 審議ノ経過	一九</td

ヘシ

(理由)

近時我力国民ノ一部ニ矯激ナル思想ヲ抱懷シテ民心ヲ惑乱シ或ハ之ヲ実現セムトスル者頻々トシテ輩出ス今ニシテ抜本塞源ノ方途ヲ講セスムハ邦家ノ前途寔ニ深憂ニ堪ヘサルモノアリ政府ハ速ニ中正堅実ナル思想対策ヲ樹立シテ根本的ニ之ヲ芟除シ以テ民心ノ帰嚮ヲ明ニシ其ノ安定ヲ圖ルヘシ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔註二〕

時局ニ関スル決議案(第六十四議院 貴族院) (第一條實孝公外四十二名発議) (昭和八年三月二十四日可決)

貴族院ハ政府ガ外ハ満洲ニ対スル既定ノ方針ヲ貫徹スルト共ニ新タル國際情勢ニ適応スル政策ヲ樹立シモツテ東洋平和ヲ確保スルニ遺憾ナキヲ期シ、内ハ庶政ヲ釐革統制シ財政ノ強固ヲ図リ以テ國運ノ伸張ニ資シ文教ヲ昌ニシテ国民精神ノ作興ニ努ムルハ邦家ノ急務ナリト認ム。

第二節 思想対策協議委員ノ組織

思想対策協議委員ハ、内閣書記官長、法制局長官、内務、陸軍、海軍、司法、文部各省次官及関係各庁勅任官ヲ以テ充ツルコトシ、関係各庁勅任官トシテハ内務省警保局長、社会局長官、陸軍省軍務局長、海軍省軍務局長、司法省刑事局長、文部省専門学務局長、文部省学生部長、遞信省郵務局長ニ夫々内閣ヨリ嘱託スル所アリ。又協議委員ノ事務ヲ輔助スル為幹事ヲ置クコトシ、内閣官房総務課長、内務省警保局保安課長、内務省警保局図書課長、社会局庶務課長、陸軍省軍務局軍事課長、

海軍省軍務局第一課長、司法省刑事局勤務、文部省学生部学生課長、同調査課長ノ職ニ在ル関係各庁高等官ガ内閣ヨリ命ジ又ハ嘱託セラレタリ。
別ニ委員長又ハ幹事長ヲ設ケザルモ、便宜上委員会ニ於テハ内閣書記官長、幹事会ニ於テハ法制局長官ヲ夫々座長トシテ会ヲ司宰セシメラル。
協議委員設置ノ閣議決定、委員幹事ノ命免及其ノ異動左ノ如シ。

○内閣ニ思想対策協議委員設置ノ件(閣議決定) (昭和八年四月十一日)

一、中正堅実ナル思想対策樹立ノ為ニ関係各庁ノ連絡協調ヲ図リ必要ナル事項ヲ調査審議スル為内閣總理大臣監督ノ下ニ思想対策協議委員ヲ置ク

一、協議委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 内閣書記官長

二 法制局長官

三 内務、陸軍、海軍、司法、文部各省次官

四 関係各庁勅任官

前項第四号ノ委員ハ内閣ニ於テ之ヲ嘱託ス

一、協議委員ノ事務ヲ輔助スル為幹事ヲ置ク

幹事ハ関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ又ハ嘱託ス

○思想対策協議委員幹事ノ命免

内務省警保局長 松本 學

社会局長官 丹羽七郎

陸軍少将 山岡重厚

海軍大佐 阿部勝雄

思想対策協議委員輔助ノ為幹事ヲ嘱託ス（昭和八年九月二十六日）

司法省刑事局長 木村尚達
文部省専門学務局長 久埜 茂

海軍中将 寺島 健

文部省学生部長 伊東延吉
文部省郵務局長 久埜 茂

思想対策協議委員輔助ノ為幹事ヲ嘱託ス（昭和八年九月二十六日）

（参考）

思想対策協議委員ヲ嘱託ス（昭和八年四月十四日）

思想対策協議委員輔助ノ為幹事ヲ命ス（同日）

内閣書記官 横溝光暉

内閣書記官 中里喜一

内務書記官 萱場軍藏

社会局書記官 成田一郎

司法書記官 池田 克

文部書記官 阿原謙藏

文部事務官 岡田恒輔

思想対策協議委員輔助ノ為幹事ヲ嘱託ス（同日）

陸軍歩兵大佐 山下奉文

海軍大佐 井上成美

思想対策協議委員輔助ノ為幹事ヲ嘱託ス（昭和八年四月十五日）

海軍少将 吉田善吾

思想対策協議委員ヲ嘱託ス（昭和八年九月十九日）

海軍中将 寺島 健

思想対策協議委員ノ嘱託ヲ解ク（同日）

○思想対策協議委員名簿（昭和八年四月十五日現在）

内閣書記官長	堀 切 善 次 郎	麴、永田、二ノ一官舎	（銀5)一〇一八
法制局長官	黒 崎 定 三	麴、外桜田、一官舎	（銀5)一九五〇
内務次官	潮 恵 之 輔	麴、丸ノ内、一ノ八官舎	（丸23)三〇四五
内務省警保局長	松 本 學	（九段33)三六八	
社会局長官	丹 羽 七 郎	四、三光、一三	（四谷35)六五九〇
陸軍次官	柳 川 平 助	麴、五番、二三官舎	（赤48)二九〇
陸軍少将	山 岡 重 厚	淀、柏木、三ノ四五六	（四谷35)〇七四二
海軍次官	藤 田 尚 德	赤、靈南坂、一七官舎	（赤48)二九〇
海軍中将	寺 島 健	赤、青山高樹、二二ノ四	（青36)七九〇八
司法次官	皆 川 治 廣	麻、東、二二	（高44)六五〇六
司法省刑事局長	木 村 尚 達	麴、中六番、三五	（九段33)九一五
文部省官吏	栗 屋 謙	小、鶴籠、一四一	（大86)〇一四二
文部省学生部長	赤 間 信 義	豊、駒込、五ノ九八一	（小85)七一八〇
文部省専門学務局長	伊 東 延 吉	麻、宮村、一〇	（赤48)〇五一四
通信省郵務局長	久 埼 茂	本郷、駒込富士前、五〇	（小85)〇〇二六

○思想対策協議委員幹事ノ異動

第一回委員会（昭和八年四月十五日）ニ於テ劈頭齊藤内閣總理大臣ヨリ左ノ如キ訓示ヲ為シ、第二回委員会（昭和八年四月二十八日）ニ於テ堀切内閣書記官長ヨリ協議事項其他ニ関シ希望及注意ヲ指示スル所アリ。

第三節 審議ノ経過

近時我國民ノ一部ニハ、内外諸般ノ情勢ニ刺戟セラレテ、矯激ナル思想ヲ抱懷シ、其ノ實行運動ニ加ル者輩出シ、而モ年々

思想対策協議委員第一回会合ノ際ニ於ケ
ル内閣総理大臣訓示（昭和八年四月十五日）

深刻ニナツテユク実情ヲ見マスコトハ邦家ノ為寔ニ憂慮ニ堪ヘ
又所デアリマス。先般ノ議会ニ於テ、速ニ確固タル思想対策ヲ
樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルベシトスル決議ガ可決サレマシタ
ノモ故アルコトト存ズルノデアリマス。此点ニ付テハ政府ニ於
テモ夙ニ考ヘテ居ツタ事デアリマスカラ、各省夫々其ノ対策案
ニ付考究ヲ重ネラレツソアツタ事ト信ジマスガ、茲ニ関係各庁
ノ連絡協調ヲ図リ其ノ協力ニ依ツテ各遺漏ナキヲ期スルト共ニ
中正堅実ナル思想対策ノ確立ヲ期スル為、内閣ニ思想対策協議
委員ヲ置クコトニ先日閣議ノ決定ヲ見マシタノデ、諸君ニ委員
又ハ幹事ヲ委嘱シ、格別ノ御努力ヲ願フタ次第デアリマス。

別ニ委員長トカ幹事長トカ云フモノヲ設ケテアリマセンガ、
便宜上委員会ニ於テハ内閣書記官長、幹事会ニ於テハ法制局長
官ヲ夫々座長トシテ会ノ司宰ヲ願フコトニ致シタイト思ヒマ
ス。

各省ニ於テモ既ニ夫々種々ノ案ヲ有セラルコトト思ヒマス
ガ、此ノ国家ノ重大事ノ前ニハ各省独自ノ立場ニ囚ハレズ、良
ク全般ニ亘ツテ適切妥当ナル方策ヲ考究サレタイト思フノデア
リマス。兎角何カ為サントスル場合ニハ、之ヲ機会トシテ部局
ノ新設、官吏ノ増員等ヲ案出シ以テ予算ノ増加ヲ図ルガ如キ弊
ヲ從来屢々見受ケマスガ、カヤウナ点ハ此際充分慎ミタイモノ
ト思ツテ居リマス。何卒各省ノ方々ガ充分連絡協調ヲ密ニシ協
心戮力事ニ當ラル、様御骨折ヲ願ツテオキマス。

堀切内閣書記官長指示

一、思想対策協議委員ノ協議事項

(イ)

思想対策ハ自ラ根本策ト応急策、防止策ト鎮圧策等ニ
分別シ得ベキモ、其ノ事柄ニ依リテハ根本策タルト共
ニ応急策タルモノアリ、応急策タルト共ニ又根本策タ
ルモノアリ、依ツテ本協議委員ノ協議事項ノ範囲ハ單
ニ応急策ニ止マラズ、根本策ニモ触レテ中正堅実ナル
思想対策ノ樹立ヲ期スルモノナリ。只徒ニ抽象的ナル
方策ヲ羅列シ、或ハ殆ド実行不可能トモ云フベキ根本
策ヲ連ネテ以テ理想論ヲ高唱スルガ如キハ固ヨリ之ヲ
避クベシトスルモ、要ハ極力根本策ノ実現ヲ期シツツ
併セテ応急策ノ完備ヲ欲スルモノナリ。故ニ応急策ヲ
講ズルト共ニ、根本策ニ就テモ協議シ之ガ実現ニ努力
スルコトト致度。

(ロ)

思想対策協議委員設置ノ目的ノ一ハ各省ガ夫々独自ノ
立場ニ囚ハレズ思想対策ノ施設ニ於テ十分連絡協調ヲ
図ルニ在リ。故ニ協議委員ノ存スル以上、各省ニ於テ
夫々思想対策ノ施設ヲ為サントスル場合ニハ（下級庁
ニ対シ訓令ヲ発スルガ如キ場合ヲモ含ム）、予メ本協
議委員ニ協議セラル様致度。尤モ事ノ輕微ナルモノ
ニ就テハ幹事会限り処理セラレ然ルベシ。

一、対策試案及参考書類ノ提出

(イ) 各省ニ於テ考究セラレタル対策試案ハ勿論、委員幹事
個人ニ於ケル調査及意見等モ遠慮ナク之ヲ提出シ、一
同ニテ十分検討スル事ニ致度。

(ロ) 対策案作成ニ関スル参考書類ハ可及的多ク提出配付セ

ラレン事ヲ望ム。秘密ノ保持ハ各員ニ於テ當二十分努
ムベキナリ。

一、対策試案ノ審議

各省及委員幹事ヨリ提出セラルル対策試案ハ之ヲ順次議題
トシテ協議ヲ進メ、取捨宜シキニ從ツテ対策案ノ完成ヲ期
シタシ。

会議日誌一覧

回数	年月日	委員会	審議事項		
			回数	年月日	幹事会
第一回	六四三				
第二回	六四六				
第一回	六四三				
第三回	六五八				
第四回	六五八				

一、午前十一時開会。齊藤首相訓示。堀切翰長挨拶。
二、審議ノ方針、定例委員会開会時日等一付協議シ、全般的二各
省ヨリ対策ヲ出シ、定例委員会ハ原則トシテ毎週木曜午後
二時開会トス。
一、各省ニテ対策試案ヲ提出シ、参考書類モ可及的多ク提出ス
ルコトニ申合ス。
一、堀切委員ヨリ思想対策協議委員ノ協議事項、対策試案及參
考書類ノ提出、対策試案ノ審議ニ付希望及注意ヲ指示ス。
一、松本委員ヨリ思想運動ノ現状、伊東委員ヨリ大学専門学校
内ノ思想運動及現在実施中ノ思想対策、池田幹事ヨリ司法
省關係ノ思想問題處理方針等説明。
一、陸軍省提出「危險思想対策案」配付。
一、久慈委員ヨリ通信物ノ取締通信從業員ノ思想取締及警導、海員
ノ思想取締ニ付、山岡委員及山下幹事ヨリ陸軍部内ノ思想運動狀
況、寺島委員ヨリ海軍部内ノ思想運動狀況ニ付説明ス。
一、内務省警保局提出「思想問題対策案」配付、松本委員及齊場
幹事ヨリ説明ス。
一、陸軍省提出「危險思想対策案」二付山下幹事説明ス。
参考案(1)
参考案(2)
参考案(3)

第一回	六五元	第五回	六五三	第二回	六五三
第二回	六五三	第六回	六六一	第三回	六五三
第三回	六五三	第七回	六六八	第四回	六五元
第四回	六五三	第八回	六六三	第五回	六五三
第十回	六六三	第九回	六六四	第六回	六六三
第八回	六六三	第七回	六六八	第七回	六六三
第七回	六六八	第六回	六六六	第八回	六六三
第六回	六六六	第五回	六六一	第九回	六六三
第五回	六六一	第四回	六五元	第十回	六六三
第四回	六五元	第三回	六五三	第八回	六六三
第三回	六五三	第二回	六五三	第七回	六六三
第二回	六五三	第一回	六四三	第八回	六六三

一、各省ヨリ提出セル対策案ヲ整理シ「思想対策案」ノ項目ヲ作成ス。
一、通信物ノ通信取締二閣スル対策案配付。
一、各省ヨリ提出セル対策案ノ整理ヲ行フ。
一、各省ヨリ提出セル対策案ノ整理ヲ為ス。
一、幹事会作成「思想対策案」ニ付審議ス。
一、第五回委員会ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。
一、思想導方策具体案ハ文部省及社会局ノ幹事、思想取締方策具体
案ハ内務省警保局及司法省ノ幹事ニ於ニ作成ノコトトス。
一、社会改善方策案中教育宗教ニ關スル具体的方策案ニ付先ゾ審議
スルコトシ意見交換ヲ為ス。
自午後四時半至五時。
一、第六回委員会ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。(思想対策案二
閣スル具体的方策諸意見蒐録1)
一、師範教育改善ニ付テノ参考案ヲ作成ス。
自午後四時半至五時。
一、教育宗教ニ關スル具体的方策案ノ参考案ヲ作成ス。(幹事会
参考案1)
一、幹事会参考案1審議。
自午後四時半至五時。
一、第七回委員会ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。(思想対策案二
閣スル具体的方策諸意見蒐録2)
一、教育宗教ニ關スル具体的方策案ノ参考案ヲ作成ス。(幹事会
参考案2)
自午後四時半至五時。
一、第八回委員会ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。(思想対策案二
閣スル具体的方策諸意見蒐録3)
一、教育宗教ニ關スル具体的方策案ノ参考案ヲ作成ス。(幹事会
参考案3)

第九回	八六三	
第十回	六六五	一、幹事会参考案 ³ 審議。
第十一回	八六三	自午後四時半至五時。
第十二回	八七六	一、第九回委員会二於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。(思想対策案二 閣スル具体的方策諸意見 ⁴ 見蒐録 ⁵)教育宗教二閣スル具体的方策案審議終了。
第十三回	八七三	一、文部省提出「思想善導方策案要項配付」 一、教育宗教二閣スル具体的方策案審議決定。
第十四回	八七二	一、幹事会決定「教育宗教二閣スル具体的方策案 ⁶ 審議。文部 省側ヨリ相当意見アリ。文部省ニテ整理ノコトトス。 「教育宗教二閣スル具体的方策案」ノ文部省整理案ヲ審議シ決 定ス。
第十五回	八七一	(備考) 昭和八年七月十四日「教育宗教二閣スル具体的方策案」閣議 二報告。閣議ハ之ヲ「大体ニ於テ相当ノ儀ト被認ニ付右報告 ニ基キ関係官庁ニ於テ関係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期 スルコト」ニ決定。(閣係官庁—内務・大蔵・文部)
第十六回	八七〇	一、文部省提出「思想善導方策案」審議。 一、「思想善導方策案」横溝幹事修正試案審議決定。
第十七回	八六九	一、幹事会決定「思想善導方策案 ⁷ 審議。日本精神ノ国民的經 典ヲ編纂シ之ヲ普及ヲ國ルコト」ノ一項ヲ留保シ決定ス。 一、司法省案思想取締方策具体案要綱 ⁸ 配付。司法省ト内務省 警保局ト協議シ案ヲ總ムルコトス。
第十八回	八六八	一、「思想善導方策具体案中留保事項ノ代ニ敬神崇祖ノ美風 ヲ益々振興シ関係諸方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極 的ナランムルコト」ヲ加フルコトシ同案全部決定ス。
第十九回	八六四	(備考) 昭和八年九月十五日「思想取締方策具体案」閣議ニ報告。閣 議ハ之ヲ「大体ニ於テ相当ノ儀ト被認ニ付右報告ニ基キ関 係各庁ニ於テ関係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコ ト」ニ決定。(閣係官庁—内務・大蔵・司法・文部・通信)
第二十回	八六三	一、次ニ審議スペキ社会局提出「社会政策二閣スル具体的方策 案」配付。
第二十五回	八六二	一、社会局提出「社会政策二閣スル具体的方策案」審議。 一、「社会政策二閣スル具体的方策案」審議決定。幹事会ノ決定 ヲ以テ委員会ノ決定トス。
第二十六回	八六一	(備考) 昭和八年十月六日「社会政策二閣スル具体的方策案」閣議ニ 報告。閣議ハ之ヲ「大体ニ於テ相当ノ儀ト認メ右報告ニ基キ 関係各庁ニ於テ関係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコ ト」ニ決定。(閣係官庁—各省)
第二十七回	八六〇	自午後二時半至午後四時半。
第二十八回	八五九	一、社会政策ノ一部トシテ農村問題ヲ取上グルコトトシ農林省 関係官ノ出席ヲ乞ヒ(爾後亦同シ)農村問題全般ニ付質疑、 意見ノ交換ヲ為ス。
第二十九回	八五八	一、意見交換。農林省関係官ヨリ農村ニ於ケル思想対策具体案 トシテ研究ヲ要スベキ事項ノ私案ヲ提出スルコトトス。
第三十回	八五七	一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ一)(其ノ二)審議。 一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ二)審議。 一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ三)審議。 検閲事務統一ノ件アル為大蔵、通信両省関係官モ出席ス。

第十六回	八六七	
第十七回	八六四	自午前九時至正午。
第十八回	八六三	一、「思想取締方策具体案」審議決定。
第十九回	八六四	一、幹事会決定「思想取締方策具体案」審議決定。(大蔵、通信 関係官出席 ⁹)
第二十回	八六三	一、「思想取締方策具体案」審議決定。(大蔵、通信 関係官出席 ¹⁰)
第二十五回	八六二	一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ一)(其ノ二)審議。 一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ二)審議。 一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ三)審議。
第二十六回	八六一	一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ一)(其ノ二)審議。 一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ二)審議。 一、内務省警保局提出「思想取締方策要綱」(其ノ三)審議。
第二十七回	八六〇	自午後二時半至午後四時半。
第二十八回	八五九	一、社会政策ノ一部トシテ農村問題ヲ取上グルコトトシ農林省 関係官ノ出席ヲ乞ヒ(爾後亦同シ)農村問題全般ニ付質疑、 意見ノ交換ヲ為ス。
第二十九回	八五八	一、意見交換。農林省関係官ヨリ農村ニ於ケル思想対策具体案 トシテ研究ヲ要スベキ事項ノ私案ヲ提出スルコトトス。
第三十回	八五七	

委員会	幹事会	出席回数		職
		二二	一九	
内務省警保局長	内務次官	法制局長官	内閣書記官長	官
松本學	潮惠之輔	黒崎定三	堀切善次郎	(職)
				氏名

会議出席表
(附)

第十九回		第二十回		第二十五回		第二十六回	
六二二							
自午後二時半至四時半。							
一、農林省関係官提出「農村ニ於ケル思想対策具体案トシテ研究ヲ要スベキ事項(私案)」審議。							
研究ヲ要スベキ事項(私案)」審議。							
参照シテ横溝幹事二於「閣議報告案ヲ起草スルコトトス。依テ各署ニ於テ右報告案中ニ挿入ラ希望スル事項ハ十一月十八日迄ニ横溝幹事迄申出ルコトトシタル処陸軍省山下幹事ヨリ申出アリタルノミ。							
一、横溝幹事試案「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。							
自午後二時半至四時半。							
一、引続キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。	一、引続キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。	一、引続キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。	一、引続キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。	一、引続キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。	一、引続キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。	一、引續キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。	一、引續キ「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。
自午後二時半至四時半。							
一、「農村ニ闇スル思想対策具体案」審議。先ソ終了。							

(備考)職員中本表二掲ゲザル者ハ出席ナカリシモノナリ。

一六	一九	一八		一四	二一	一九	一八	二一	一九	二一	一五	二〇	一九	一六	一三	一八	一七	一三
一八	二二	二二	七	一三	二三	二〇	二三	二三										
三四	四〇	三九	七	二七	四三	三九	三一	四〇	一九	二一	一五	二〇	一九	一六	一三	一八	一七	一三
同	同	同	同	同	同	同	同	幹事	同	同	同	同	同	同	同	同	委員	同
文部事務官	文部書記官	司法書記官	同	海軍大佐	陸軍歩兵大佐	社会局書記官	内務事務官	内務書記官	通信省郵務局長	文部省学生部長	文部省専門学務局長	司法省刑事局長	司法次官	海軍中将	陸軍少將	海軍少將	陸軍中將	社会局長官
岡田恒輔	阿原謙藏	池田克雄	阿部勝美	井上成文	山下奉郎	成田一郎	萱喜藏	中里茂	久喜	伊東延吉	赤間謙義	木村尚達	皆川廣健	藤田島健	柳岡尚徳	丹羽七郎	平助	

第一、思想対策案項目ノ作成

思想対策全般ニ亘リ各省ニ於テ考究セラレタル対策試案ノ提出ヲ求メラレタル所

内務省警保局案

「思想対策案」
「危險思想対策案」

陸軍省案

文部省案

「思想問題ニ関スル対策案」
「印刷物ノ通信取締ニ関スル対策案」

通信省案
ノ提出アリタルヲ以テ幹事会ニ於テ之ヲ整理シ「思想対策案」項目ヲ作成シ、之ニ依リテ夫々具体的対策案ヲ講ズルコトトセリ。右各省提出案及幹事会作成ノ「思想対策案」項目左ノ如シ。

(中 略)

思想問題ニ関スル対策案 (文 部 省 案)

一、応急的対策ト根本的対策ノ必要ナルコト

思想問題ニ関スル対策ハ一面ニ於テ応急的施設ヲ講ズルト

共ニ他面ニ於テ根本的ノ方策ヲ講ゼザルベカラズ応急的施設ニ就テハ現在ノ状勢ニ鑑ミ指導並ニ取締上適切ナル諸種

ノ施設ヲ広ク予防的二行フト共ニ益々之ガ發展充実ヲ図ルコトヲ要シ根本的施設ニ就テハ教育学問ノ改善、政治ノ是正、経済ノ改善等ヲ行フコト緊要ナリ

二、指導原理確立ノ必要アルコト

現時ノ思想問題ノ指導ニ関シテハ混乱セル思想ヲ收拾シ之

(中 略)

ガ統一ヲ図ル為其ノ中心トナルベキ指導原理ノ確立ヲ急務トシ之ニ依リテ前述ノ如キ各種ノ施設モ真ニ之ヲ有効ナラシムルコトヲ得ベシ而テ斯ノ如キ原理ノ把握ハ現在ニ於テハ一部ノ学者指導者ノ間ニ限ラルコト以テ将来彌タ其ノ研究ヲ盛ナラシメ大イニ之ヲ闡明スルコト肝要ナリ

根本的方策ヲ議定スベキ調査会ヲ設置スルコト

前述ノ如キ指導原理ヲ確認シ且之ヲ基トシテ政治、経済、社会ノ改善等ニ関スル基本的方策ヲ決定スル為ニ公正、有力ニシテ識見アル人々ヲ以テ調査会ヲ組織シ主トシテ左ノ項目ニ付調査決定スルコトヲ要ス

一、思想問題、社会問題惹起ノ真因ノ確認

一、我国家トシテ之ニ処スベキ指導原理ノ確立

一、政治ノ是正、自治ノ振作

一、財政、経済ノ改善

一、社会政策ノ実施

四、共産党ノ外廓団体ニ関スル警察的、司法的处置ノ完全ヲ期スルコト

五、図書、雑誌、新聞等出版物ノ取締方針ヲ一層嚴重ナラシム

ルコト

六、関係各省(並ニ地方関係当局)間ノ方針上、事務上ノ緊密

ナル連絡提携ヲ図ルコト

中央ニハ之ニ関スル常設ノ事務的協議会ヲ設置スルコト

七、指揮監督ノ要アルコト

現時ノ思想問題ノ指導ニ關シテハ混乱セル思想ヲ收拾シ之

思想対策案（項目）（昭和八年五月二十三日）

第一 社会改善方策

- 一、政治、行政
 - (一) 議会制度刷新
 - (二) 政界ノ净化
 - (三) 行政機関ノ刷新
 - (四) 官紀ノ振肅
 - (五) 自治機能ノ強化
- 二、経済、財政
 - (一) 経済機構不合理ノ修正
 - (二) 土地制度ノ改革
 - (三) 国家経済ノ統制促進
 - (四) 税制ノ改革 徵税実務ノ改善
- 三、教育、宗教
 - (一) 教育ノ機会均等
 - (二) 教育ノ実際化
 - (三) 大学教育ノ改革
 - (四) 師範教育ノ改善
 - (五) 視学制度ノ改善
 - (六) 教育ノ改良
 - (七) 徳育ノ重視
 - (八) 社会教育ノ振興
 - (九) 有能者国家的保護

四、社会 (+) 宗教ノ振興

- (一) 失業防止及救済
- (二) 疾病ノ予防及救護
- (三) 其他防貧救貧施設ノ拡充
- (四) 労働政策ノ促進（労資対立尖銳化ノ緩和）
- (五) 人口問題対策ノ確立

第二 思想善導方策

- 一、国家の指導原理ノ確立
 - (一) 国民精神文化研究所ノ拡充
 - (二) 国民精神科学研究者ノ擁護助成
- 二、国民精神ノ作興
 - (一) 治安維持法運用ノ強化及其ノ整備
 - (二) 出版物取締ノ強化
 - (三) 檢閲制度ノ改善
- 三、不穏思想ノ究明ト其ノ是正
 - (一) 思想取締方策
 - (二) 思想犯人保護監察制度ノ確立
 - (三) 矯激ナル右翼社会運動ノ取締
 - (四) 思想犯罪二対スル訴訟手続ノ改善
 - (五) 其他思想取締法令ノ整備改善
- 第四 其他ノ思想対策
 - (一) 上層階級ノ自省
 - (二) 不合理ナル差別の制度ノ改廃

第三、教育宗教ニ関スル具体的方策案

(社会改善方策案ノ一)

第六回委員会（昭和八年六月一日）ヨリ先づ社会改善方策案中教育宗教ニ関スル具体的方策案ヲ審議スルコトトシ、幹事会ニ於テ左記参考案ヲ作成シ、成ルニ隨フテ順次審議ヲ進メタリ。

幹事会参考案1

昭和八年六月一日 幹事会
昭和八年六月六日 幹事会

第一 社会改善方策

三、教育、宗教

(四) 師範教育ノ改善（初等教育ヲ含ム）

- (1) 小学校教員ノ年齢若キニ過グルハ適當ナラズ。
(2) 師範学校ノ程度ヲ高メルコト。
(3) 小学校教員ノ身分ヲ保障スルコト。
(4) 小学校教員ノ再教育ヲナスコト（軍隊ニ於ケル再教育ノ例ヲ参考トスベシ）。
- (5) 寄宿制度ヲ改善シ之ヲ徹底セシメ訓練ヲ行フコト。
(6) 德育ヲ特ニ尊重スルコト。
(7) 師範学校入学志願者ノ銓衡ニ付特ニ本人ノ性行、家庭ノ状況其他教育者ニ適スペキ者ヲ採用スル様留意スルコト。
(8) 教育見習制度ヲ採用スルコト。
- 師範学校長ノ任免ガ文部省直接扱ナルヲ改メ知

- (10) 心理学、教育学ノ欧米直訳的ナルヲ改メ日本固有ノモノヲ加味シテハ如何。
(11) 現在師範学校卒業後五ヶ月間入営セシムルニ代へ、入学ノ最初、在校中又ハ卒業直後一年間入営セシメテ訓練ヲ施シテハ如何（教員ノ年齢ヲ高メ訓練ヲ完全ニスルニ足ルベシ）。

(五) 視学制度ノ改善

- (1) 視学ヲ増員シ小学校教育ノ指導及監督ヲ徹底セシムルコト。

(六) 教員ノ改良

- (1) 教員ニ対シ授業以外ノ仕事ヲ強制シ負担ヲ重クスルコトヲ避ケルコト。
(2) 小学校教員ノ俸給ヲ全部国庫負担トスルコト。
(3) 教員ガ濫ニ内職ヲ行ヒ又ハ寄附ヲ要望シ生徒児童ニ貧富ノ観念ヲ植エ付ケルガ如キ事ヲ避ケシムルコト。

(七) 德育ノ重視

- (1) 一学級ノ収容人員ヲ減少シ德育ノ徹底ヲ期スルコト。
(2) アラユル学科ノ教授ニ当リテ德育ニ留意スルコト。
(3) 学生生徒ノダンスホール カフェー等ニ出入ヲト。

禁ズルコト。

(七)ノ(二)トシテ「私立学校ニ対スル行政監督ノ強化」ヲ加フルコト。

幹事会参考案2

昭和八年六月十四日 幹事会

三、教育、宗教

- (七)ノ(二)私立学校ニ対スル行政監督ノ強化
(1) 設立認可ニ際シ嚴重調査ヲ遂ゲ慎重ニ扱フコト。
(2) 校長ノ職務管掌ヲ為シ得ル様考慮スルコト。
(3) 公立学校ニ校長名義ヲ以テスル私立学校ノ附設ヲ許サザルコト。
(4) 寄附金募集ヲ嚴重ニ取締ルコト。
(5) 入学許可等ニ関シ土地ノ売付其他之ニ類似ノ行為ヲ嚴重ニ取締ルコト。
(6) 校友会名義ヲ以テスル寄付金募集其他ヲ嚴重ニ取締ルコト。
(7) 思想上注意スペキ教員ヲ採用セシメザルコト。
(8) 在職官吏ガ私立学校ノ校長其他ノ責任者ニ就職スルヲ禁ズルコト。
(八) 社会教育ノ振興
(1) 青年訓練ヲ義務化スルコト。
(2) 映画会社ヲシテ其ノ製作映画ヲ日本精神ニ合致セシムル様努メシムルコト。
(3) 映画館ヲシテ日本精神發揚ニ適當ナル映画ヲ必

ズ上映セシムルコト。

(四) 既存ノ社会教育機関ヲシテ一層活動セシムルコト。

(九) 有能者國家的保護

- (1) 育英事業ノ徹底的拡充ヲ図ルコト。
(2) 有徳者ヲシテ私塾ヲ開キ指導誘掖セシメ之ヲ保護助成スルコト。

(十) 宗教ノ振興

- (1) 古神道ノ普及作興。
(2) 有徳ナル神職僧侶等ヲシテ思想善導ニ活動セシムルコト。

幹事会参考案3

昭和八年六月十九日 幹事会

三、教育、宗教
第一 社会改善方策

- (八) 社会教育ノ振興ニ左ノ一項ヲ加フ
(5) 図書館ノ利用ヲ獎励スルコト
(九) 有能者國家的保護ノ(1)ヲ左ノ如ク改ム
(1) 國家の有用ノ材ニ対シテハ現在ノ地位如何ニ関セズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト(例ヘバ発明家ノ保護)
(一) 教育ノ機会均等
(1) 資力乏シクシテ上級ノ教育ヲ受ケ得ラレザル英才ニ対シ教育ヲ与フル施設ヲ為スコト
(1) 貧困者ニ対スル給費生又ハ貸費生ノ制度ヲ

拡充スルコト

- (1) 教育保険ノ如キモノヲ考慮スルコト
- (2) 英才ヲ有シ乍ラ教育ヲ受クル能ハズ早ク社会ニ
出デタル者ニ対シ教育ヲ与フル施設ヲ為スコト
- (1) 補習学校ノ利用ヲ為スコト
- (2) 図書館ノ司書ヲシテ研学者ノ指髪ニ任ゼシ
ムルコト
- (3) 町村小学校ニ簡易図書館ヲ附設セシメ研學
ノ便ヲ与フルコト
- (二) 教育ノ実際化
- (1) 実習ヲ主トスル実業教育ノ振興ヲ圖ルコト
 - (2) 中学校女学校ニ於ケル教授科目ヲ實際ニ即セシ
ムル様考慮スルコト
 - (3) 高等実業専門学校ヲシテ学理ヨリモ寧口実務ノ
修習ニ重キヲオカシムルコト
- カクテ第十二回委員会（昭和八年七月十三日）ニ於テ左ノ閣
議報告案ヲ決定セリ。（昭和八年七月十四日閣議二報告）
- （昭和八年七月十三日委員会決議）
- 思想対策ハ大別シテ之ヲ三ト為シ得ベシ。
- 一ハ国民中動モスレバ不穏思想ニ或ハサレントスル者アルニ鑑
ミ日本精神ヲ闡明シ之ヲアラユル社会層ニ普及徹底セシメ以テ
国民精神ノ作興ニ努ムル思想善導方策ナリ。
- 二ハ不穏思想ニ関スル人的物的取締ヲ嚴ニシテ不穏思想ニ対ス
ル防衛及鎮圧ヲ完クスベキ思想取締方策ナリ。

- (二) 教育、宗教ニ關スル具体的方策案
- (1) 高等教育ヲ改善スルコト（大学、高等専門教育ヲ含ム）
 - (2) 大学其ノ他ノ学校ノ學校長ニ一層適任者ヲ得ルヤウ考
ノ選任方法ヲ考究スルコト。
 - (3) 教員ノ任用ハ学力ノミニ著眼セズシテ人格ヲ重視シ又
優秀ナル教員ヲシテ永ク其ノ職ニ留マラシムルヤウ考
慮スルコト。
 - (4) 高等学校ノ収容人員ヲ減少スルヤウ考慮スルコト。
- 師範教育及初等教育ヲ改善スルコト
- (1) 師範学校ニ於テ生徒ノ識見、徳操ヲ高ムルノ方法ヲ講
ズルコト。
 - (2) 師範学校ノ寄宿制度ヲ改善シ訓育ヲ徹底セシムルコ
ト。
- (3) 師範学校入学志願者ノ銓衡ニ付特ニ本人ノ性行、家庭

三ハ政治行政経済諸方面ニ於ケル不穏思想醸成ニ与テ力アルベ
キ諸原因ニ対応シテ之ニ匡救を加フベキ社会改善方策ナリ。
此等ハ孰レモ從來屢々唱道企図セラレタル所ナリモ、現下ノ状
勢ニ鑑ミ更ニ有効適切ナル方策ヲ講ズルコト緊要ナリ。
依テ委員ノ間屢々協議ヲ重ネ、先づ以テ思想指導人心啓發ノ根
幹タルベキ教育宗教ニ関シ、思想対策ノ見地ニ於テ速ニ改善ノ
実行ヲ為スベキ具体案ニ付別紙要綱ヲ得タリ。取り敢ヘズ報告
ス。其ノ他ノ事項ニ關シテハ、案ノ成ルニ隨ヒ、順次之ヲ報告
スペシ。

ノ状況等ヲ調査シ、教育者ニ適スペキ者ヲ採用スルヤ
ウ留意スルコト。

(4) 師範学校卒業者ハ卒業直後入営セシメ其ノ在営期間ヲ
約一年ニ延長シ訓練ヲ充分ナラシムルガ如キ方法ヲ考
慮スルコト。

(5) 小学校教員ノ身分ヲ保障スルコト。

(1) 小学校教員ノ俸給地方費支弁ヨリ生ズル身分ノ不
安定ヲ除去シ其ノ他身分保障ノ方法ニ付考慮スル
コト。

(2) 小学校教員ノ養成、補充ノ計画ヲ組織的ニ確立ス
ルコト。

(6) 小学校教員ニ対スル授業以外ノ仕事ニ付テハ負担過重
ヲ避ケテナルベク全力ヲ児童ノ訓育ニ尽サシムルコ
ト。

(7) 教員見習制度ノ採用ニ付研究スルコト。

(1) 徳育ヲ重視スルコト。
修身ノ教授ヲ改善シ且各学科目ノ教授ニ当リテ一層徳
育ニ留意スルコト。

(2) 国史教育ヲ重視シ単ナル史実ノ教授ニ止マラズ、日本
精神闡明ノ為ニ一層努力セシムルコト。

(3) 教員ノ徳操ヲ重視スルコト。

(4) 教員ニシテ不穏思想ヲ抱懷スル者ハ徹底的ニ排除スル
コト。

(5) 一学級ノ収容人員ヲ減少シ德育ノ徹底ヲ期スルコト。

各学科目ニ於ケル歐米直訳的教育ノ弊ヲ改ムルコト。
語学偏重ノ弊ヲ改ムルコト。

(8) 教科書ノ内容ガ抜萃ニ墮シ一貫セル精神ヲ欠クノ弊ヲ
改ムルコト。

(9) 校外ニ於テモ学生生徒ノ徳性ノ涵養ニ留意スルコト。
学生生徒相互間ニ於ケル自發的訓練ヲ為サシムルヤウ
獎励スルコト。

(10) 私立学校ニ対スル行政監督ヲ強化スルコト。
設立認可ニ際シ充分調査ヲ遂ゲ且設立後ニ於ケル監督
ヲ一層厳重ニスルコト。

(1) 校長ノ職務管掌ヲ為シ得ルヤウ考慮スルコト。
寄附金募集其ノ他之ニ類似ノ行為ヲ厳重ニ取締ルコ
ト。

(2) 視学ノ地位ヲ向上セシムルコト。

(3) 視学制度ヲ改善スルコト。
視学機関ヲ拡充シ学校教育ノ指導及監督ヲ徹底セシム
ルコト。

(4) 思想上注意スペキ教員ヲ採用セシメザルコト。

(5) 社会教育ヲ振興スルコト。
青年訓練、実業補習教育ヲ義務化シ、重点ヲ日本精神
ノ訓練、身体ノ鍛錬ニオクコト。

(6) 日本精神發揚ニ適當ナル映画ノ製作及上映ヲ獎励スル
コト。

(3) 社会教育機関ヲ適當ニ指導シ一層活動セシムルコト。
日本精神發揚ニ適當ナル映画ノ製作及上映ヲ獎励スル
コト。

(七) 教育ヲ実際化スルコト

思想善導方策案要項（昭和八年六月二十九日配付）

(1) 実業教育ニ於テ理論ニ偏スル從来ノ弊ヲ矯正シ精神的

鍛錬ヲ主眼トスル実習ニ力ヲ注グコト。

(2) 初等教育及中等教育ニ於ケル教授科目ノ内容及教授方法ヲ改正シ、直接實際社会ニ適應セシムルモノトスルコト。

(八) 資力乏シク素質ノ優秀ナル子弟ニ対シ教育ヲ受クルノ機会ヲ得シムルコト。

(1) 給費生又ハ貸費生ノ制度ヲ拡充スルコト。

(2) 夜間其ノ他補習的教育施設ヲ整備シ其ノ利用ヲ獎励スルコト。

(3) 博物館、図書館ニ於テ學習ノ指導ニ任ゼシムルコト。

(4) 町村小学校ニ簡易図書館ヲ附設セシメ學習ノ便ヲ与フルコト。

(九) 国家有用ノ材ニ対シテハ其ノ経歴、地位如何ニ関セズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト。

(十) 宗教ヲ振作シ宗教家ノ覺醒ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト。

第四、思想善導方策案

第十三回委員会（昭和八年七月二十日）ヨリ思想善導方策案ノ審議ニ入ル。之ヨリ先第十回委員会（昭和八年六月二十九日）ニ於テ文部省ヨリ左記「思想善導方策案」ノ要項ヲ配付シタルガ更ニ文部省ヨリ別記ノ如キ「思想善導方策案」ノ試案ノ提出アリ。

（別記）

思想善導方策案（昭和八年七月二十日）

一、国家の指導原理ノ闡明並普及徹底

1. 国民精神文化研究所ノ拡充
イ、研究所並事業部ノ拡充

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

2. 国民精神文化研究者及団体ノ擁護助成
ロ、研究發表事業ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ獎励助成

二、思想上ノ指導監督ノ整備

1. 指導監督施設並機関ノ完備
イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方面ノ充実

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備
ロ、指導監督機関ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ關スル良書ノ獎励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ励行

三、思想矯正施設ノ拡張並助成

1. 思想矯正機関ノ拡充
2. 思想矯正施設ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

イ、指導施設ノ完備

(一) 国家の指導原理ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト

(1) 国民精神文化研究所ヲ拡充スルコト

イ、研究部ヲ拡張スル外事業部ニ属スル教員研究科及

研究生指導科ノ拡充ヲ図リ広ク中等学校ノ教員、

高等諸学校教員、地方学校行政関係者及社会教育

関係者ヲシテ研究ヲナサシムルト共ニ研究生ノ員

数ヲ増加シ又小学校教員等ヲモ指導スルノ施設ヲ

設ケ以テ思想ノ指導上一層有効ナル効果ヲ收ムル

コト

口、国民精神文化研究所ニ於ケル研究発表ノ施設ヲ完

備スルコト

(2) 各府県ニ国民精神文化研究所ト同様ノ精神ヲ以テ国民

精神文化講習所ヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校教員、実業補習学校教員、青少年團指導者等ニ対シテ日本精神

ヲ中心トシテ思想問題ニ關スル教養ヲ与ヘ以テ思想上ノ啓發訓練ニ資シ併セテ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期スルコト

(3) 国民精神文化研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ図ル

コト

イ、人物並ニ學問ノ傾向ニ於テ優秀ニシテ前途アル篤

学ノ士ニシテ国民精神文化研究所若クハ大学院ニ

於テ精神文化ノ研究ヲナサントスルモノニ対シ奨

励金ヲ交付シテ之ヲ保護シ大成セシムルコト

ロ、思想善導ノ見地ヨリ国民精神文化ニ關スル研究ヲ

(二) 思想上ノ指導監督ヲ十分ナラシムルコト

(1) 指導監督施設並ニ機関ヲ完備スルコト

イ、直轄学校、公私立大学、高等専門学校、中等諸学

校ニ於ケル特別講義等ノ思想上ノ指導施設ヲ完備

スルコト

口、地方教育行政関係者及思想上指導ノ任ニ在ル者ニ

対スル講習施設ヲ拡充スルコト

ハ、督學機關、視學機關、学生生徒主事等中央、地方

庁、直轄学校、師範学校、中学校ニ於ケル指導監

督機関ヲ充実スルコト

(2) 思想問題上特ニ地方ニ於ケル思想ノ状況ニ關シ研究ヲ

行ヒ又適宜思想問題ニ關スル指導ヲナサシムル為各府

県ニ知事ヲ中心トシテ地方行政関係者、学者、有識者

等ヲシテ思想問題ノ調査、連絡ノ機関ヲ構成セシメ之ヲ助成スルコト

(3) 日本精神ヲ發揚シ思想問題ヲ指導スルニ適當ナル良書

ノ刊行ヲ獎勵助成スルト共ニ同様ノ意味ニ於テ思想指

導上適當ナル良書、パンフレット等ヲ大量的ニ編纂シ之ヲ普及セシムル方法ヲ講ズルコト

(4) 不穩思想矯正上必要ナル处置ニ關シテハ平素之ニ關スル調査ヲ十分ナラシメ教育施設ノ諸方面ニ亘リ之カ励行ヲ期スルコト

ナシ又之ニ關スル指導ヲ行フ団体ヲ助成スルコト

(三) 思想矯正施設ノ拡張並ニ助成ヲ図ルコト

(1) 思想受刑者ニ対スル教化施設ヲ拡充スルコト

(2) 受刑者ヲ除ク処分者ノ思想保護教化ノ為ニ施設セラル
ル団体ヲ擁護助成スルコト

四、広ク国民精神ノ作興ヲ図ルコト

イ、非常時国民運動ヲ拡充シ並ニ青少年団体、婦人団体及
教化団体等ノ此ノ種ノ活動ヲ奨励スルコト

ロ、労務者教育及び成人教育ノ施設ノ振作ヲ図ルコト

ハ、我国古典文献並ニ一般思想指導ニ關スル資料ノ編纂配
布ヲ増大スルコト

二、中堅青年思想指導施設ヲ充分ナラシムルコト

審議ノ結果第十五回委員会（昭和八年八月十日）左記「思想善
導方策具体案」ノ閣議報告ヲ決定セリ。（昭和八年八月十五日
閣議二報告）

思想対策協議委員ハ思想善導方策ノ具体案ニ付協議シタル結果
本日別紙要綱ヲ議決シタリ

右及報告候

昭和八年八月十日

思想対策協議委員

内閣書記官長 堀切善次郎

思想善導方策具体案
(昭和八年八月十五日閣議二報告)

思想対策ノ一トシテノ思想善導方策ハ、積極的ニ日本精神ヲ闡
明シ之ヲ普及徹底セシメ国民精神ノ作興ニ努ムルコトヲ以テ其
ノ根幹ト為スモ、一面ニ於テ不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図
ルコト亦緊要ナリト思料セラル。其ノ具体案凡ソ左ノ如シ。

(一) 国家の指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシ
ムルコト

(1) 敬神崇祖ノ美風ヲ益々振興シ関係諸方面ノ奮起ヲ促
シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

(2) 国民精神文化研究所ヲ拡充シ其ノ機能ヲ充分發揮セ
シムルコト

(イ) 研究所ノ研究及其ノ結果発表ノ施設ヲ完備スル
コト

(ロ) 事業部ニ属スル教員研究科ヲシテ広ク小学校・
中等学校・高等諸学校ノ教員、学校行政及社会
教育關係者ノ研究ノ指導ヲ為サシムルコト

(ハ) 事業部ニ属スル研究生指導科ヲ拡充シテ研究生
ノ員数ヲ増加シ思想上ノ指導ヲ図ルコト

(3) 地方ニ国民精神文化研究所ノ支所トモ云フベキモノ
ヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校・実業補習学校ノ教
員、青少年団指導者ニ対シ日本精神ヲ中心トスル思
想上ノ教養ヲ与ヘ以テ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期セシ
ムルコト

(4) 日本精神ノ研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ図ル
コト

(5) 日本精神ノ闡明及一般思想指導ニ關スル書籍資料ノ
編纂刊行ヲ為シ又ハ之ヲ奨励助成シ、其ノ普及ヲ図
ルコト

(6) 日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ニ在郷軍人団、消防

組、青少年団体、婦人団体、教化団体等ノ活動ヲ獎勵助長スルコト

(7) 労務者教育及成人教育等ニ於テ日本精神ヲ闡明普及徹底セシムルコト

(8) アラユル機会ヲ利用シ社会ノ各方面ニ於テ日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ノ恒久的運動ヲ起スコト

(9) 言論界、輿行界等ノ関係者ト協議シ、日本精神ノ闡明普及徹底ニ協力援助ヲ求ムルコト
(10) 学校其ノ他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設ヲ完備スルコト

(11) 各府県ニ知事ヲ中心トスル思想問題ニ關スル調査、

指導、連絡ノ機関ヲ構成セシメ之ヲ助成スルコト

(12) 思想上ノ理由ニ依ル被処分者ノ教化指導ニ努ムルコト

(二)

不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ圖ルコト

(1) 不穩思想ヲ究明スルコト

(イ) 現代思想ヲ分析研究スルコト

(ロ) 不穩思想ノ本質ヲ明ニシ、其ノ發生及伝播ノ原因ヲ討ネ、不穩思想ニ基ク運動ノ状況及其ノ國家社会ニ及ボス影響ヲ調査スルコト

(2) 不穩思想ノ是正ヲ圖ルコト

(イ) 国家の指導原理タル日本精神ノ立場ヨリ不穩思想ヲ批判克服スルコト

(ロ) 不穩思想ノ理論的実際的誤謬欠陥ヲ指摘シ之ヲ

(中略)

克服スルコト

第四節 思想対策具体案ニ対スル關係者ノ施設計画

閣議ニ報告セラレタル思想対策具体案ニ対シテハ、關係者ニ於テ出来得ル限り実現ヲ期スルコトトシ、施設計画スル所アリ。第六十五議会（昭和八年十二月二十六日開会）ニ於テ質疑アルベキヲ虞リ、関係省ヨリ施設計画実行状況ノ調書ヲ提出セシメタリ。即チ左ノ如シ。

○教育、宗教ニ關スル具体的方策ト之ガ施設計画（文部省）
(案) (一) 高等教育ヲ改善スルコト（大学、高等、専門教育ヲ

含ム）

(1) 人格教育ニ重キヲオキ教育ノ功利化ヲ防グコト
(2) 大学其ノ他ノ学校ノ學校長ニ一層適任者ヲ得ルヤウ其ノ選任方法ヲ考究スルコト

(3) 教員ノ任用ハ学力ノミニ著眼セズシテ人格ヲ重視シ又優秀ナル教員ヲシテ永ク其ノ職ニ留マラシムルヤウ考慮スルコト

(計画) 以上ノ点ニ關シテハ現ニ銳意力ヲ致シツツアルモノ本省ニ於テ現ニ行ヒツツアル教育制度調査ノ結果ニ俟チ益益右趣旨ノ実現ヲ圖ラントス

(4) 高等学校ノ収容人員ヲ減少スルヤウ考慮スルコト

(計画) 高等学校ニ於ケル教育ノ徹底ヲ期センガ為メ高等学

校生徒ノ収容人員ノ減少ヲ企図シ来年度予算ニ於テハ八万七千円ヲ計上シ人員減少ニ伴フ学校経費ノ減収ニ対シ補給ヲナサントス

(案) (二)

師範教育及初等教育ヲ改善スルコト

(1) 師範学校ニ於テ生徒ノ識見、徳操ヲ高ムルノ方法ヲ講ズルコト

(2) 師範学校ノ寄宿制度ヲ改善シ訓育ヲ徹底セシムルコト

(3) 師範学校入学志望者ノ銓衡ニ付特ニ本人ノ性行、家庭ノ状況等ヲ調査シ教育者ニ適スペキ者ヲ採用スルヤウ留意スルコト

(計画)

以上ノ点ニ関シテハ現ニ同様ノ趣旨ヲ以テ出来得ル限り之ガ実現ヲ図リツツアルモ尚且下調査シツツアル師範教育制度ノ改善及一般教育制度調査ノ結果ニ俟チ其ノ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

(案)

(4) 師範学校卒業者ハ卒業直後入當セシメ其ノ在當期間ヲ約一年ニ延長シ訓練ヲ充分ナラシムルガ如キ方法ヲ考慮スルコト

(計画)

現ニ行ヒツツアル師範教育制度ノ改善ニ関聯シテ之ヲ調査セントス

(案)

(5) 小学校教員ノ身分ヲ保障スルコト

(イ) 小学校教員ノ俸給地方費支弁ヨリ生スル身分ノ不安定ヲ除去シ其ノ他身分保障ノ方法

(ロ) 小学校教員ノ養成、補充ノ計画ヲ組織的ニ確立スルコト

二付考慮スルコト

(計画) 高等学校教員ニ付スル授業以外ノ仕事ニ付テハ負担過重ヲ避ケテナルベク全力ヲ児童ノ訓育ニ尽サシムルコト

(6) 小学校教員ニ付スル授業以外ノ仕事ニ付テハ負担過重ヲ避ケテナルベク全力ヲ児童ノ訓育ニ尽サシムルコト

(7) 教員見習制度ノ採用ニ付研究スルコト

(8) 小学校教員ニ付スル授業以外ノ仕事ニ付テハ負担過重ヲ避ケテナルベク全力ヲ児童ノ訓育ニ尽サシムルコト

(計画)

以上ノ点ニ關シテハ現ニ努力シツツアルモ尚前述教育制度調査ニ於テ其ノ調査ヲ進メ適當ニ其ノ実現ヲ期セントス

(案)

(三) 德育ヲ重視スルコト

(1) 修身ノ教授ヲ改善シ且各学科目ノ教授ニ当リテ一層德育ニ留意スルコト

(2) 国史教育ヲ重視シ單ナル史実ノ教授ニ止マラズ日本精神闡明ノ為ニ一層努力セシムルコト

(3) 教員ノ徳操ヲ重視スルコト

(計画) 以上ノ点ニ關シテハ意ヲ用ヒツツアルモ更ニ教育制度ノ調査ト相俟チ右ノ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

(案)

(4) 教員ニシテ不穏思想ヲ抱懐スル者ハ徹底的ニ排除スルコト

(計画) 常ニ要注意教員ニ対シテ調査ヲ進ムルト共ニ不穏思想抱懐者ニ対シテハ夫々必要ナル処分ヲ行ヒツツアリ

(案) (5) 一学級ノ収容人員ヲ減少シ德育ノ徹底ヲ期スル

コト

(案) (2) 校長ノ職務管掌ヲ為シ得ルヤウ考慮スルコト

(計画) 高等学校ニ於テハ来年度ヨリ之ガ実現ヲ見ル予定ナリ

(案) (3) 寄附金募集其ノ他之ニ類似ノ行為ヲ嚴重ニ取締目下考慮中ナリ

(案) (6) 各学科目ニ於ケル歐米直訳的教育ノ弊ヲ改ムルコト

(7) 語学偏重ノ弊ヲ改ムルコト

(案) (4) 思想上注意スベキ教員ヲ採用セシメザルコト

(8) 教科書ノ内容が抜萃ニ墮シ一貫セル精神ヲ欠クノ弊ヲ改ムルコト

(案) (5) 教員ノ採用ニ付テハ時節柄充分注意ヲ促シツツアルモ将来一層徹底セシムル考ナリ

(計画) 以上ニ関シテハ平素学校教育ニ於テ此ノ点ニ留意セシムルト共ニ更ニ教育制度調査ノ結果ヲ俟チ之ガ徹底ヲ期セントス

(案) (9) 校外ニ於テモ学生生徒ノ徳性ノ涵養ニ留意スルコト

(10) 学生生徒相互間ニ於ケル自發的訓練ヲ為サシムルヤウ獎励スルコト

(計画) 以上ニ関シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

ス考ナリ尚中正穩健ナル研究、修養團体獎励ニ付テハ夙ニ之ヲ獎励シツツアリ

(案) (4) 私立学校ニ對スル行政監督ヲ強化スルコト

(1) 設立認可ニ際シ充分調査ヲ遂げ且設立後ニ於ケル監督ヲ一層厳重ニスルコト

(計画) 現在調査並監督ニ對シ充分努力シツツアルモ将来一層遺憾ナキヲ期スル考ナリ

(案) (2) 一層嚴重ニ取締ル為シ得ルヤウ考慮スルコト

(案) (3) 寄附金募集其ノ他之ニ類似ノ行為ヲ嚴重ニ取締目下考慮中ナリ

(案) (6) 各学科目ニ於ケル歐米直訳的教育ノ弊ヲ改ムルコト

(7) 語学偏重ノ弊ヲ改ムルコト

(案) (4) 思想上注意スベキ教員ヲ採用セシメザルコト

(案) (5) 教員ノ採用ニ付テハ時節柄充分注意ヲ促シツツアルモ将来一層徹底セシムル考ナリ

(案) (6) 視学制度ヲ改善スルコト

(案) (7) 視学機関ヲ拡充シ学校教育ノ指導監督ヲ徹底セシムルコト

(案) (8) 教員ノ採用ニ付テハ時節柄充分注意ヲ促シツツアルモ将来一層徹底セシムル考ナリ

(案) (9) 校外ニ於テモ学生生徒ノ徳性ノ涵養ニ留意スルコト

(案) (10) 学生生徒相互間ニ於ケル自發的訓練ヲ為サシムルヤウ獎励スルコト

(案) (11) 以上ニ関シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (12) 視学ノ地位ヲ向上セシムルコト

(案) (13) 学生生徒相互間ニ於ケル自發的訓練ヲ為サシムルヤウ獎励スルコト

(案) (14) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (15) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (16) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (17) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (18) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (19) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (20) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (21) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (22) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (23) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

(案) (24) 以上ニ關シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致

此ノ点ニ留意シツツアルガ更ニ映画国策ノ樹立ニ依リ一層此ノ趣旨ヲ徹底セシムル方針ナリ

(案) (3) 社会教育機関ヲ適当ニ指導シ一層活動セシムルコト

コト

(計画) 一層活動セシムベク努力シツツアリ特ニ青年教育ニ

関シテハ来年度予算五十万円ヲ計上シテ大ニ之ガ改善振作ヲ図ラントス

(案) (7) 教育ヲ実際化スルコト

(1) 実業教育ニ於テ理論ニ偏スル從来ノ弊ヲ矯正シ精神的鍛錬ヲ主眼トスル實習ニ力ヲ注グコト

(2) 初等教育及中等教育ニ於ケル教授科目ノ内容及教授方法ヲ改正シ直接實際社會ニ適応セシムルモノトス

(計画) 将來一層之ヲ獎励スル考ナリ

(案) (9) 国家有用ノ材ニ対シテハ其ノ経歴、地位如何ニ関セズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト

(計画) 相當経費ヲ要スルヲ以テ目下考慮中ナリ

(案) (10) 宗教ヲ振作シ宗教家ノ覺醒ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

(計画) 現ニ努力シツツアルモ将来一層力ヲ致シ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

○思想善導方策具体案ト之ガ施設計画

(案) (1) 国家の指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト

(案) (8) 資力乏シク素質ノ優秀ナル子弟ニ對シ教育ヲ受クルノ機会ヲ得シムルコト

(1) 給費生又ハ貸費生ノ制度ヲ拡充スルコト

多額ノ経費ヲ要スルヲ以テ目下調査中ナリ

(案) (2) 夜間其ノ他補習的教育施設ヲ整備シ其ノ利用ヲ

獎励スルコト

(計画) 夜間中学、夜間商業学校其ノ他夜間専門学校ノ施設

漸次發達シツツアルモ尚将来一層之ヲ整備シ其ノ利用ヲ獎励スル考ナリ

(案) (3) 博物館、圖書館ニ於テ學習ノ指導ニ任ゼシムルコト

コト

(計画) 目下調査中ナリ

(案) (4) 町村小学校ニ簡易圖書館ヲ附設セシメ學習ノ便ヲ与フルコト

(計画) 将來一層之ヲ獎励スル考ナリ

(案) (9) 国家有用ノ材ニ対シテハ其ノ経歴、地位如何ニ関セズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト

(計画) 相當経費ヲ要スルヲ以テ目下考慮中ナリ

(案) (10) 宗教ヲ振作シ宗教家ノ覺醒ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

(計画) 現ニ努力シツツアルモ将来一層力ヲ致シ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

○思想善導方策具体案ト之ガ施設計画

(案) (1) 国家の指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト

(1) 敬神崇祖ノ美風ヲ益々振興シ關係諸方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

(計画) 学校教育、社會教育共今後一層此ノ趣旨ノ徹底ヲ期スル考ナリ

(2) 国民精神文化研究所ヲ拡充シ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト

(イ) 研究部ノ研究及其ノ結果発表ノ施設ヲ完備スルコト

スルコト

(案)

図ルコト

(ロ) 事業部ニ属スル教員研究科ヲシテ広ク小学校、中等学校、高等諸学校ノ教員、学校行政及社会教育関係者ノ研究ノ指導ヲ為サシムルコト

(ハ) 事業部ニ属スル研究生指導科ヲ拡充シテ研究生ノ員数ヲ増加シ思想上ノ指導ヲ図ルコト

(計画)

九年度予算二三万五千余円ヲ計上シ国民精神文化研究所ノ拡充ヲ図リ研究部及事業部ヲシテ一層其ノ機能ヲ發揮セシムル様努メツツアリ特ニ教員研究科ニ於テハ新ニ師範学校以外ノ中等学校教員ニ対スル研究ノ指導ヲナスペク計画中アリ

(計画)

(3) 地方ニ国民精神文化研究所ノ支所トモ云フベキモノヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校、実業補習学校ノ教員、青少年団体指導者等ニ対シ日本精神ヲ中心トスル思想上ノ教養ヲ与ヘ以テ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期セシムルコト

(計画)

シムヘク努ムル考ナリ

(案)

九年度予算二四万七千円ヲ計上シ地方精神文化講習所ヲ設置セシメ之ニ対シ補助金ヲ交付セントス而テ同講習所ハ国民精神文化研究所設置ノ趣旨ニ基キ小学校、実業補習学校ノ教員、青少年団指導者等ニ対シ日本精神ニ關スル一層深キ教養ヲ与フルト共ニ思

想問題ニ關スル指導ヲ行ハシメントスルモノナリ

(4) 日本精神ノ研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ

設

ノ闡明及普及ノ事業ヲ行フヲ目的トスル団体（私設）ヲ設置シ図書、雑誌其他ノ発刊研究者及研究指導団体ノ擁護助成等ヲ企図スペク目下計画中ナリ

(案)

(5) 日本精神ノ闡明及一般思想指導ニ關スル書籍資料ノ編纂刊行ヲ為シ又ハ之ヲ獎励助成シ其ノ普及ヲ図ルコト

(計画)

本省ニ於テ日本精神作興ノ為有益ナル我国ノ古典文献其他ノ資料ヲ適當ニ抜萃編纂シテ之ヲ刊行シ又一般思想指導ノ為効果アル図書、パンフレット等ヲ成ルヘク多数ニ刊行スル様企図シツツアリ

(案)

(6) 日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ニ在郷軍人団、消防組、青少年団体、婦人団体、教化団体等ノ活動ヲ獎励助長スルコト

(計画)

現ニ実施シツツアル非常時国民運動等ヲ一層徹底セシムヘク努ムル考ナリ

(案)

九年度予算二四万七千円ヲ計上シ地方精神文化講習所ヲ設置セシメ之ニ対シ補助金ヲ交付セントス而テ同講習所ハ国民精神文化研究所設置ノ趣旨ニ基キ小学校、実業補習学校ノ教員、青少年団指導者等ニ対シ日本精神ニ關スル一層深キ教養ヲ与フルト共ニ思

(案)

アラユル機会ヲ利用シ社会ノ各方面ニ於テ日本

ニ尽力セントス

(案)

現ニ其ノ普及徹底ニ努メツツアルモ将来一層此方面ニ尽力セントス

(8)

精神ノ闡明普及徹底ノ為ノ恒久的運動ヲ起スコト

ト

十分努力セシムルヤウ留意シツツアリ

(案) (二) 不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト

(1) 不穩思想ヲ究明スルコト

(イ) 現代思想ヲ分析研究スルコト

(案) (9) 言論界、興行界等ノ関係者ト協議シ日本精神ノ闡明普及徹底ニ協力援助ヲ求ムルコト

(案) (10) 学校其他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設ヲ完備

(計画) 十分留意シテ適當ノ方策ヲ考慮スル考ナリ

(案)

(計画) (1) 学校其他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設ヲ完備スルコト

(案) (2) 九年度予算ニ三万七千余円ヲ計上シ視学委員ヲ増員

(案) (3) 設置セントス
シ此ノ方面ノ指導監督ノ徹底ヲ期スルト共ニ本省ニ於テ思想問題ヲ管掌スル学生部ノ拡充ヲ図リ一局ヲ

(案) (4) (イ) 不穩思想ノ是正ヲ図ルコト
(ロ) 不穩思想ヲ批判克服スルコト

(案) (5) 不穩思想ノ理論的實際的誤謬欠陥ヲ指摘シ之ヲ克服スルコト

(案) (6) 現在国民精神文化研究所ニ於テハ日本精神ノ原理ノ闡明発揚ヲ図ルト共ニ一面不穩思想ノ究明並之ガ是

(案) (7) 正ヲ図リツツアルガ尚将来一層之ヲ努メントス。

(案) (8) 八年十月地方思想問題研究会設置ニ關シ文部次官ヨ

(案) (9) リ各地方長官宛通牒ヲ發シタリ現在右通牒ニ基キ各府県ニ於テ研究会ヲ設置シツツアリ

(中 略)

第五節 思想対策協議委員ノ廃止

思想対策協議委員ハ既述ノ如ク設置（昭和八年四月十一日）以来委員会ヲ開催スルコト二十一回、幹事会ヲ開催スルコト二十

三回ニ及ビ此ノ間終始関係各省ト連絡協調ヲ執り思想対策ノ各方面ニ亘リ其ノ対策案ノ協議研究ヲ逐ヶ教育宗教ニ關スル具体の方策案、思想善導方策具体案、思想取締方策具体案、社会政增加ヲ圖ル考ナリ尚各学校ニ於テモ此ノ方面ニツキ

(案) (10) 現在国民精神文化研究所研究生指導科ニ於テ実施シツツアルモ更ニ來年度ニ於テハ適宜其ノ収容人員ノ

(案) (11) 増加ヲ圖ル考ナリ尚各学校ニ於テモ此ノ方面ニツキ

策ニ関スル具体的方策案等大体必要ナル諸事項ノ調査審議ヲ遂
ゲ夫々其ノ報告ヲ了シ、且ツ内閣審議会及内閣調査局設置ノ趣
旨ニ鑑ミテ昭和十年十一月四日閣議ノ決定ヲ以テ之ヲ廃止シタ
リ。

(注記1)

「國」

(注記2)

「440」

〔思想対策協議委員會誌〕 2A, 36, 〔§754〕